2027 年度 4 月より導入

学びたい気持ちを、
経済的な理由であきらめないために

テクノス学び応援制度

～ 未来へ踏み出す、あなたの学びを応援します ～

総合学院テクノスカレッジ
東京工学院専門学校
東京エアトラベル・ホテル専門学校

1 「テクノス学び応援制度」とは

「**テクノス学び応援制度**」は、経済的な理由により学びの継続に不安を抱える学生の皆さんが、安心して学びを続けられるよう、**国の「高等教育の修学支援新制度」と同等の家計基準・学業基準を適用し、支援額についても国の制度と同水準の支援**を、総合学院テクノスカレッジが独自に行う制度です。

総合学院テクノスカレッジの新入生や在学生の方は、条件を満たせば、返済不要の「給付奨学金」と「入学金・授業料の減免」を併せた支援を受けられます。

※本学は2027年度より国の「高等教育の修学支援新制度」の対象機関ではなくなります。本制度は、本学が独自に設ける経済的支援制度です。

返済不要	学費をサポート
給付奨学金	**入学金・授業料の減免**

2 どんな人が対象か

新入生も在学生も、家計基準などの要件を満たす方が対象です。

新入生・在学生のどちらも対象です（※留学生の方は本制度の支援対象にはなりません。）

次の 2 つの要件を確認します。

世帯収入	資産額
世帯収入の要件を満たしていること	学生本人と生計維持者（原則父母）の資産額の要件を満たしていること

① 世帯収入と支援区分の目安

第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
～約 270 万円	～約 300 万円	～約 380 万円	～約 600 万円

「年収だけ」で対象かどうかが決まるわけではありません。世帯構成などによって、同じ年収でも支援区分が異なる場合があります。

② 資産額の基準

給付奨学金の支援を受ける場合	学生本人＋生計維持者の資産額が 5,000 万円未満

③ 高校在学中に給付奨学金の予約採用候補者となっている方へ

本学では、国の修学支援新制度に代わる独自の「テクノス学び応援制度」を設けています。

高校在学中に日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金の予約採用候補者として決定している場合も、本学独自制度への申請が必要です。

予約採用の決定通知書などを参考に、本学の基準に基づいて審査を行いますので、決定通知書は大切に保管してください。

申請方法については、本学より改めてご案内します。

3 どのくらいの支援を受けられるか

「給付奨学金」と「入学金・授業料の減免」の 2 つの支援があります。

A. 給付奨学金（返済不要）

世帯収入の目安	支援区分	自宅通学	自宅外通学
～約 270 万円	第Ⅰ区分（満額）	**月額 38,300 円**	**月額 75,800 円**
～約 300 万円	第Ⅱ区分（2/3）	**月額 25,600 円**	**月額 50,600 円**
～約 380 万円	第Ⅲ区分（1/3）	**月額 12,800 円**	**月額 25,300 円**
～約 600 万円	第Ⅳ区分（1/4）※1	**月額 9,600 円**	**月額 19,000 円**

※1「給付奨学金」の第Ⅳ区分は、多子世帯に該当する場合に適用されます。
多子世帯については「4 多子世帯の支援について」をご確認ください。

生活保護世帯で生計維持者と同居する方、児童養護施設等から通学する方（自宅通学）は、
第Ⅰ区分 42,500 円 ／ 第Ⅱ区分 28,400 円 ／ 第Ⅲ区分 14,200 円 ／ 第Ⅳ区分 10,700 円が適用されます。

B. 入学金・授業料の減免　（支援額は単位未満を四捨五入しています。）

世帯収入の目安	支援区分	入学金	授業料
～約 270 万円	第Ⅰ区分（満額）	**16 万円**	**59 万円**
～約 300 万円	第Ⅱ区分（2/3）	**11 万円**	**39 万円**
～約 380 万円	第Ⅲ区分（1/3）	**5 万円**	**20 万円**
～約 600 万円	第Ⅳ区分（1/4）※2	**4 万円**	**15 万円**

※2「入学金・授業料の減免」の第Ⅳ区分は、東京工学院専門学校の研究科、大学併修学科、
建築学科、インテリアデザイン科、情報システム科、電気電子学科、航空学科に適用されます。

C. テクノス学び応援制度シミュレーター

受けられる支援の目安を確認することができます。ご家庭の状況を
入力すると、テクノス学び応援制度の区分と給付月額の目安を確認できます。

4	多子世帯の支援について 扶養する子どもが 3 人以上いる世帯への入学金・授業料の支援です。

多子世帯に該当すると、**世帯収入にかかわらず入学金・授業料の減免の対象**になります。

多子世帯の考え方

①	**あなたが生計維持者の住民税上の扶養に入っていること**
②	**生計維持者が住民税上扶養している子どもの数が 3 人以上であること**

「きょうだいが 3 人いる＝必ず対象」ではなく、住民税上の扶養人数で確認することがポイントです。

多子世帯の入学金・授業料の減免

入学金	授業料（年額）
16 万円	59 万円

※新入生の減免額については、本学の入試の免除額によって異なります。

給付奨学金について

多子世帯に該当する場合でも、給付奨学金は上記「3 どのくらいの支援を受けられるか」の「A. 給付奨学金（返済不要）」の支給額が適用されます。
世帯収入が給付奨学金の基準を超える場合は、多子世帯であっても給付奨学金の支給はありません。

資産額にも基準があります

多子世帯として入学金・授業料の減免を受ける場合は、学生本人と生計維持者の資産額が合計 3 億円未満であることが必要です。

5 申請から支援までの流れ

2027 年 4 月より実施される本学独自の「テクノス学び応援制度」を利用する場合の流れは以下の通りです。

2026 年 12 月～ **テクノス学び応援制度　資料送付先登録**	出願者の方には、本制度のご案内を郵送にてお送りいたします。在学生で本制度を希望される方には、総務部（事務局）でご案内をお渡しします。案内の内容をご確認のうえ、必要な手続きを行ってください。
▼	
2027 年 4 月（登校日初日）～4 月 30 日 **申請・必要書類提出**	本学からメールで送付される「テクノス学び応援制度 申請書」を入力し、総務部あてに送信。家計基準などを確認するための必要書類（課税（非課税）証明書など）を総務部（事務局）に提出して申請が完了します。
▼	
2027 年 5 月 1 日～5 月 31 日 **審査・確認**	提出内容をもとに対象要件を確認します。
▼	
2027 年 6 月以降 **結果通知・支援開始**	支援区分・支援内容をお知らせします。 支給開始は 7 月末（初月は 4 月・5 月・6 月・7 月分）。

お問い合わせ

担当部署　**総務部　（事務局）**
電話　**042-387-5111（受付時間　平日 9 時～17 時）**
メール　**soumubu@technos.ac.jp**

6 よくある質問

迷ったときは、お気軽にお問い合わせ先までご連絡ください。

世帯収入とはなんですか？

本制度では生計維持者の収入や住民税情報などをもとに家計基準を確認します。世帯構成や住民税の状況などによって判定内容が異なる場合があります。

生計維持者とは？

原則として父母です。父母がいない場合は、代わって生計を維持している方（祖父母等）が生計維持者となる場合があります。

給付奨学金は返さなくてよいのですか？

はい。返済は不要です。

年収が同じなら、支援額も同じですか？

世帯構成などによって基準が異なるため、同じ年収でも支援区分が異なる場合があります。

多子世帯なら給付奨学金も必ず受けられますか？

収入基準を超える場合は、給付奨学金の支給はありません。多子世帯の入学金・授業料の減免とは分けて確認してください。

一度対象になれば卒業まで継続できますか？

いいえ。進学後も、家計基準、学業基準など要件を満たしているか毎年確認します。

留学生も対象ですか？

在留資格が「留学」「特定活動」などの場合は、申し込み資格がないため対象者ではありません。外国籍であっても「永住者」「家族滞在」等、一定の条件を満たしている場合は対象になることがあります。